



熊本県公報

第 1 2 1 4 9 号
平成 24 年 9 月 21 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (") 2
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立(いわし船船びき網漁業)…………… (団体支援課) 3
- 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 3
- 指定居宅サービス事業者等の指定(許可)の更新…………… (高齢者支援課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (") 5

公 告

- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 6
- 県営土地改良事業計画…………… (") 6
- 県営土地改良事業計画…………… (") 6
- 県営土地改良事業計画…………… (") 6
- 県営土地改良事業計画…………… (") 7
- 県営土地改良事業計画…………… (") 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 7
- 熊本県消費生活審議会の開催…………… (消費生活課) 8
- 林業種苗法生産事業者の登録…………… (森林整備課) 8
- 砂利採取業務主任者試験の実施…………… (産業支援課) 8

登 載 依 頼

- 暴力団情報管理システム関連機器の賃貸借契約に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部組織犯罪対策課) 9
- 暴力団情報管理システム関連機器の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 9

告 示

熊本県告示第 1 0 6 9 号
生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 4 年 9 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサポート日々輝 上益城郡御船町大字辺田見 1 8 1 番地 1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船 1 0 6 1 番地	平成 2 4 年 8 月 1 7 日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサポート日々輝 上益城郡御船町大字辺田見 1 8 1 番地 1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船 1 0 6 1 番地	平成 2 4 年 8 月 1 7 日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム日々輝 上益城郡御船町大字辺田見18 1番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船106 1番地	平成24年8月1 7日

熊本県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ひまわり 八代市出町6号45番地2	有限会社ひまわり 八代市出町6号45番地2	平成24年8月7 日
ヘルパーステーションいっふう かん 八代市高小原町1236番地	合同会社いっふうかん 八代市高小原町1236番地	平成24年8月1 5日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーションいっふう かん 八代市高小原町1236番地	合同会社いっふうかん 八代市高小原町1236番地	平成24年8月1 5日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 いこいの 里 上益城郡益城町大字福原196 6番地1	社会福祉法人錦光会 上益城郡益城町大字福原198 8番地1	平成24年9月3 日

熊本県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスほほえみ 八代市井揚町3091番2号	株式会社L, i f e C r e a t i o n 八代市井揚町3091番2号	平成24年8月3 1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスほほえみ 八代市井揚町3091番2号	株式会社L, i f e C r e a t i o n 八代市井揚町3091番2号	平成24年8月3 1日

熊本県告示第1072号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
水俣市漁業協同組合の地区	いわし機船船びき網漁業

熊本県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次のように保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 解除に係る保安林の所在場所 八代市泉町樅木字樅木90番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1074号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により公示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第1075号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 米内蔵地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
次に掲げる土地に存する標柱17号から標柱20号までを順次結んだ線、標柱17号と標柱29号を結んだ線、標柱29号から標柱34号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱34号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
17	上益城郡山都町	田吉字筒井迫	484
18	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃
20	〃	田吉字米内蔵前	1026
29	〃	田吉字筒井迫	484
30	〃	〃	〃
31	〃	〃	〃
32	〃	〃	〃
33	〃	田吉字米内蔵前	1026
34	〃	〃	961

- 板持急傾斜地崩壊危険区域
（ア）次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱29号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	八代市	坂本町田上字松野	182

2	〃	〃	1 7 1
3	〃	坂本町百済来下字西鶴平	3 5 9 3
4	〃	〃	〃
5	〃	〃	3 5 9 5
6	〃	〃	3 5 9 2
7	〃	〃	3 5 7 2
8	〃	〃	3 5 5 1
9	〃	〃	3 5 2 3
10	〃	〃	3 5 0 9 地先道路敷
11	〃	〃	3 5 0 2
12	〃	坂本町百済来下字鶴平	3 3 7 3 - 2
13	〃	〃	3 3 9 4
14	〃	〃	3 3 8 1 - 2
15	〃	〃	3 4 1 6
16	〃	〃	3 3 3 3
17	〃	〃	3 3 3 6 - 2
18	〃	〃	3 3 3 9
19	〃	〃	3 3 4 6 - 2
20	〃	〃	3 3 5 3 - 1
21	〃	〃	3 3 6 2 - 1
22	〃	坂本町百済来下字板持	3 6 3 7 - 3 地先河川敷
23	〃	〃	3 6 4 0 - 1 地先道路敷
24	〃	〃	3 6 5 4 - 1
25	〃	〃	3 6 7 2 - 1
26	〃	〃	3 7 1 1
27	〃	〃	3 7 2 9 - 1
28	〃	坂本町田上字松野田	3 - 4 地先道路敷
29	〃	〃	3 8 - 1 地先道路敷

(イ) 次に掲げる土地に存する標柱 30 号から標柱 35 号までを順次結んだ線及び標柱 30 号と標柱 35 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
30	八代市	坂本町百済来下字鳥越	2 4 1 5
31	〃	〃	2 4 0 7
32	〃	〃	2 4 0 0
33	〃	坂本町百済来下字西鳥越	2 3 9 8
34	〃	坂本町百済来下字鳥越	2 4 4 1
35	〃	〃	2 4 1 8

(ウ) 次に掲げる土地に存する標柱 36 号から標柱 44 号までを順次結んだ線及び標柱 36 号と標柱 44 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
36	八代市	坂本町百済来下字西鳥越	2 3 4 4
37	〃	〃	2 3 2 4
38	〃	〃	2 3 2 1
39	〃	坂本町百済来下字三反田	2 3 0 4 - 1
40	〃	〃	〃
41	〃	〃	〃
42	〃	坂本町百済来下字西鳥越	2 3 2 2
43	〃	〃	2 3 3 2
44	〃	〃	2 3 3 2 地先水路敷

3 才木 (B) 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 23 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 23 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	葦北郡芦北町	天月字渡井口	1 5 1 0

2	〃	天月字蚕木場	1 4 9 0
3	〃	〃	1 4 9 1
4	〃	〃	〃
5	〃	〃	1 4 7 8 - 1
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	1 4 3 3 - 1
8	〃	〃	〃
9	〃	天月字前田	1 3 7 5 - 5
10	〃	〃	1 3 7 3 - 2
11	〃	天月字蚕木場	1 4 8 0
12	〃	天月字前田	1 3 6 5
13	〃	〃	1 3 6 1 - 1
14	〃	〃	1 3 2 9
15	〃	〃	1 3 1 6 - 2
16	〃	〃	1 3 1 5 - 1
17	〃	〃	1 3 2 4 - 1
18	〃	〃	1 3 3 2
19	〃	〃	1 3 3 4 - 2 地先道路敷
20	〃	〃	1 3 0 2 - 1
21	〃	天月字蚕木場	1 4 9 2
22	〃	天月字渡井口	1 5 0 8
23	〃	〃	1 4 9 7

熊本県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字赤松	前	4.1 ～ 5.3	90.87	道路拡幅
		同所 232番2地先まで	後	8.0 ～ 24.6		

2 区域を変更する期日 平成24年9月21日

熊本県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4994番6地先から 同町大字高木字下前田	4.36 ～ 61.64	351.5	九州横断自動車道延岡線小

	5097番1地先まで			池（仮称）インターチェンジ
	上益城郡御船町大字高木字上倉津和	3.93	293.2	
	4997番地先から	～		
	同町大字高木字下前田	52.76		
	5097番2地先まで			

2 区域を変更する期日 平成24年9月21日

公 告

熊本県公告第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（梅葉諏訪工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（梅葉諏訪工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（堂突工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（堂突工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（堂出工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（堂出工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（茶屋工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15

日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（茶屋工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（東豊永工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（東豊永工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南関東地区（東谷工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営南関東地区（東谷工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年9月24日から平成24年10月22日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番170
260.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目1番17号武蔵ヶ丘宿舍103号室
松本 恭典

熊本県公告第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字上前通5216番4及び同5217番
2,221.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水5087番地
有限会社 サンケイ地所

熊本県公告第503号

第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成24年10月29日(月)午前10時
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 消費者基本計画の平成23年度実施状況報告について
 - (3) 第2次消費者基本計画素案について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画・事業者指導班(熊本県消費生活審議会事務局)
(電話 096-333-2309)

熊本県公告第504号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により次の者を生産事業者として登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。
平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成	
熊本県芦北 1728番	有村 敏郎 水俣市初野101番地	○	○	○	○	有村樹苗園 水俣市初野101番地

熊本県公告第505号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条の規定により平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。
平成24年9月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験を実施する日時
平成24年11月9日(金)
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館8階802会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
 - (1) 砂利の採取に関する関係法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験願書の受付期間等
平成24年10月15日(月)から平成24年10月31日(水)まで(閉庁日を除く。)。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月31日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 受験票 (裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、50円分の郵便切手をはる
こと。)
 - (4) 写真 (手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、そ
の裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
 - (5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322 (ダイヤルイン)

登載依頼

熊本県警察本部告示第3390号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。
平成24年9月21日

熊本県警察本部長 西郷正実

- 1 競争入札に付する事項
暴力団情報管理システム関連機器の賃貸借契約
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成24年10月18日(木)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊組対公告第3391号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成24年9月21日

熊本県警察本部長 西郷正実

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
暴力団情報管理システム関連機器一式
 - (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課庶務係
 - (3) 借入物品の規格、品質等
暴力団情報管理システム関連機器の賃貸借契約に係る要求仕様書(以下「要求仕様

書」という。)による。

- (4) 借入期間
平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

- (5) 納入期限
平成24年12月28日(金)

- (6) 借入場所
要求仕様書による。

- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告知後次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム、紙入札、移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規程を準用する。

- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。

- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成24年10月18日(木)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

- エ 提出の方法
イの提出先へ、本公告の写しを添付の上、持参し又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。

- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ

- の他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書(様式1)
イ 役員等一覧(様式2)
ウ 要求仕様書6事前提出書類一式
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、当該書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は無効とする。
- 紙入札により入札する場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成24年10月19日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書(様式3)により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において、公告の日から平成24年10月30日(火)午後5時まで行う。
- (2) 入札の方法等
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から、平成24年10月31日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成24年11月1日(木)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課0A研修室(熊本県警察本部庁舎9階)
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(様式4)(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状(様式6))を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年10月31日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書(様式5)を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県の契約の契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第7条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
また、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるので、その際は必要な書類を添付の上、契約保証金免除申請書（様式7）を、1(2)入札・契約担当部局へ提出すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課庶務係
電話番号 096-381-0110（内線4412）
ファックス番号 096-382-7407
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
A set of Boryokudan information management system (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2012
- (3) Date and place to submit bidding:
November 1st, 2012, 10:00a.m.
Kumamoto Prefectural Police
9th floor OA training Room
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
October 23th, 2012, 5:00p.m.

- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-0110